

確認申請手数料の考え方

省エネ基準への適合審査が必要な建築物で、仕様基準により外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準の両基準への適合を評価し、省エネ適判通知書等を提出しない場合は、表1の手数料に表2の手数料を加算します。

表1	a：床面積の合計（㎡）	手数料
確認申請 基本額	$a \leq 100$	14,870
	$100 < a \leq 200$	23,380
	$200 < a \leq 500$	36,120
	$500 < a \leq 1,000$	54,200
	$1,000 < a \leq 2,000$	77,610
	$2,000 < a \leq 10,000$	206,330
	$10,000 < a \leq 50,000$	358,390
	$50,000 < a$	587,340



表2	a：床面積の合計（㎡）	手数料
仕様基準による場合の 加算額	戸建 $a < 200$	13,030
	戸建 $200 \leq a$	14,400
	共同住宅等 $a < 300$	24,010
	共同住宅等 $300 \leq a < 2,000$	37,730
	共同住宅等 $2,000 \leq a < 5,000$	59,690
	共同住宅等 $5,000 \leq a$	77,530

※表1の床面積の考え方

- ・建築基準法施行令第2条第1項第三号に規定する床面積
- ・新築、増築または改築する場合は、当該建築に係る部分の床面積
- ・移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更する場合は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一の面積について算定
- ・計画変更確認申請の場合は、変更にかかる部分の床面積の二分の一の面積について算定

※表2の床面積等の考え方

- ・建築物省エネ法施行令第3条に規定する床面積
- ・新築、増築または改築する場合は、当該建築に係る部分の床面積
- ・計画変更確認申請の場合は、変更にかかる部分の床面積の二分の一の面積について算定
- ・共同住宅等に共用部分がある場合は当該共用部分の面積は床面積から除く
- ・仕様基準とは、建築物省エネ法施行規則第2条第1項第一号に規定する基準
- ・共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

【基本額への加算要否判断フロー】

【省エネ適合義務対象かどうか】

工事種別は新築、増築又は改築ですか
(移転、用途変更、大規模の修繕・模様替ではないですか)

いいえ

はい

【仕様基準対象かどうか】

申請建築物は住宅（一戸建ての住宅又は共同住宅等）ですか

いいえ

はい

【確認申請の審査事項かどうか】

【建築基準法第6条の4第1項第三号】
申請建築物は新三号建築物（平家かつ200㎡以下の建築物）で
建築士の設計に係るものですか

はい

いいえ

【仕様基準かどうか】

省エネ基準の評価方法は仕様基準ですか
(省エネ適判通知書等※を提出しない)

※省エネ適判通知書等とは以下のいずれかの書面

- ・省エネ適合判定通知書又はその写し+計画書の副本又はその写し
- ・特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定書の写し
- ・性能向上計画認定通知書又はその写し+認定申請書の副本又はその写し
- ・低炭素建築物新築等計画の認定通知書又はその写し+認定申請書の副本若しくはその写し
- ・設計住宅性能評価書又はその写し
- ・長期優良住宅認定書若しくは長期使用構造等であることの確認書又はその写し

いいえ

はい

表1（基本額）のみ

表1（基本額）+表2（加算額）

【手数料の算定例】

1 表1（基本額）のみで算定

（1）新築：省エネ基準適合義務対象外 又は 審査対象外

＜敷地＞	省エネ 審査対象外	省エネ 審査対象外
義務 対象外 車庫 20㎡	母屋 平家 130㎡	離れ 平家 70㎡

※母屋及び離れは新三号建築物（建築士による設計）のため
省エネ審査対象外

車庫（20㎡）＋母屋（130㎡）＋離れ（70㎡）＝220㎡

手数料は 表1より 36,120円

（2）新築：仕様基準以外の場合

＜敷地＞	省エネ適判	省エネ
省エネ 義務 対象外 車庫 20㎡	通知書等 母屋 2階建 130㎡	審査対象外 離れ 平家 70㎡

※省エネ適判通知書等がある場合は加算不要

車庫（20㎡）＋母屋（130㎡）＋離れ（70㎡）＝220㎡

手数料は 表1より 36,120円

＜敷地＞	省エネ適判通知書等
併用住宅	
(事務所) 100㎡	(住宅) 70㎡

※非住宅部分を含む併用住宅は省エネ適判等が必要

※省エネ適判通知書等がある場合は加算不要

事務所（100㎡）＋住宅（70㎡）＝170㎡

手数料は 表1より 23,380円

敷地			
省エネ 義務対象外	常温 倉庫 100 ㎡	省エネ不適判 通知書等	
		共同住宅 2,100㎡	

※省エネ適判通知書等がある場合は加算不要

常温倉庫（100㎡）＋共同住宅（2,100㎡）＝2,200㎡

手数料は 表1より 206,330円

（3）増築：省エネ基準適合審査対象外

敷地	省エネ 審査対象外
既存戸建 平家 100㎡	増築 平家 70㎡

※増築後の建築物は新三号建築物（建築士による設計）のため
省エネ審査対象外

※表1のみで算定 増築部分の70㎡が対象

手数料は 表1より 14,870円

（4）大規模の修繕・模様替：省エネ基準適合義務対象外

敷地	大規模の修繕・模様替 既存戸建 2階建 130㎡
----	-----------------------------------

※大規模の修繕・模様替は省エネ基準義務対象外

大規模の修繕・模様替に係る1/2の面積が対象

130㎡ ÷ 2 = 65㎡

手数料は 表1より 14,870円

2 表1（基本額）＋表2（加算額）で算定

（1）新築：仕様基準の場合

＜敷地＞			
省エネ 義務 対象外 車庫 20㎡	仕様基準 母屋 2階建 130㎡	仕様基準 離れ 2階建 70㎡	

表1より 36,120円

表2は母屋（130㎡）＋離れ（70㎡）＝200㎡が対象

表2より 14,400円

手数料は 36,120円＋14,400円＝50,520円

＜敷地＞	省エネ適用 通知書等	仕様基準
省エネ 義務 対象外	母屋 2階建 130㎡	離れ 2階建 70㎡
車庫 20㎡		

表1より 36,120円

表2は離れ（70㎡）のみが対象となり 13,030円

手数料は 36,120円＋13,030円＝49,150円



※共用部分を評価する場合は、省エネ適判等が必要

表1より 206,330円

表2は住戸部分（1,800㎡）のみが対象となり 37,730円

手数料は 206,330円+37,730円=244,060円

(2) 増築：仕様基準の場合



※増築後の建築物は新二号建築物のため省エネ審査対象

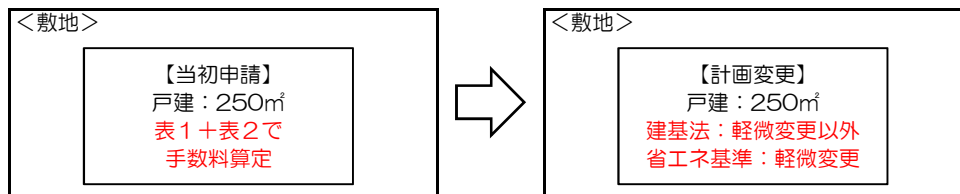
表1より 14,870円

表2は増築部分（70㎡）のみが対象となり 13,030円

手数料は 14,870円+13,030円=27,900円

3 計画変更手数料の算定

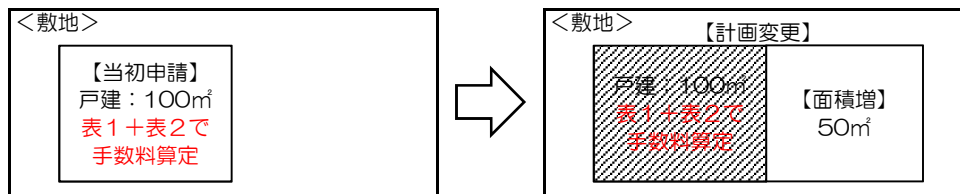
(1) 省エネ基準に係る変更が軽微な変更（建築物省エネ法施行規則第5条）の場合



※計画変更で省エネ基準が軽微変更の場合、表2の加算は行わない

表1について、計画変更確認申請の場合は、変更にかかる部分の床面積の二分の一の面積について算定するため、対象面積は $250\text{㎡} \div 2 = 125\text{㎡}$ 表1より、23,380円

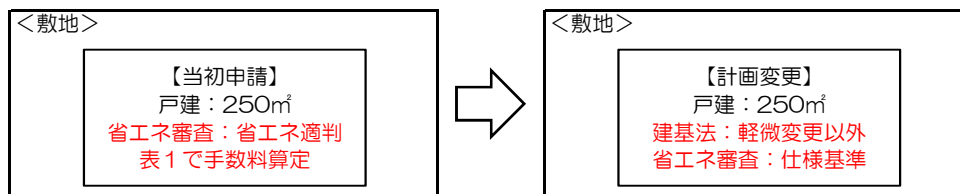
(2) 計画変更で床面積が増加する場合（※面積増以外の変更なし）



※表1、表2共に床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積で算定する増加した面積（50㎡）が対象となる

手数料は 表1（14,870円）+表2（13,030円）=27,900円

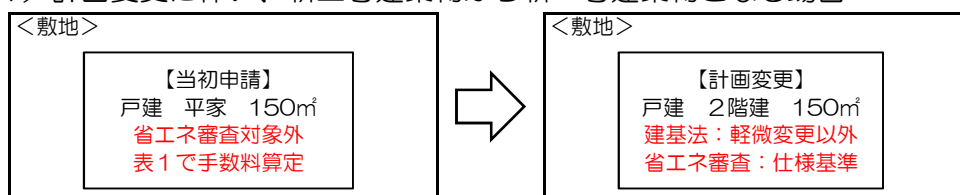
(3) 当初省エネ基準適合審査を省エネ適判で行っていたが、仕様基準に変更する場合



※表1、表2共に計画変更確認申請の場合は、変更にかかる部分の床面積の二分の一の面積について算定するため、対象面積は $250\text{㎡} \div 2 = 125\text{㎡}$

手数料は 表1（23,380円）+表2（13,030円）=36,410円

(4) 計画変更に伴い、新三号建築物から新二号建築物となる場合



※表1、表2共に計画変更確認申請の場合は、変更にかかる部分の床面積の二分の一の面積について算定するため、対象面積は $150\text{㎡} \div 2 = 75\text{㎡}$

手数料は 表1（14,870円）+表2（13,030円）=27,900円